

岐阜県園芸福祉サポーター認定要綱

(平成 27 年 11 月 2 日農園第 1151 号)

(令和 3 年 3 月 16 日農園第 1454 号)

(令和 8 年 3 月 13 日農園第 1535 号)

(目的)

第 1 条 園芸を活用した福祉や療法等に関心が高く、医療・福祉等の現場で活動する意欲のある者を、園芸福祉の知識と技術を有し、各施設等においてボランティアで園芸活動の指導や支援を行う人材に養成し、岐阜県園芸福祉サポーター（以下「園芸福祉サポーター」という。）として認定し、園芸福祉の推進を図ることを目的とする。

(園芸福祉サポーターの任務)

第 2 条 園芸福祉サポーターは、医療・福祉施設等において作物の栽培等の園芸活動の指導や支援をボランティアで行い、園芸福祉を推進する者である。

(認定要件)

第 3 条 県は、次の各号に定める要件をすべて満たす者を園芸福祉サポーターとして認定することができる。

- 一 満 18 歳以上の者であること。
- 二 県が実施した園芸福祉サポーター養成講座を受講した者
- 三 県内で、園芸福祉サポーターとして確実に活動できる見込みのある者

(申請)

第 4 条 園芸福祉サポーター養成講座を受講し、認定を受けようとする者は、岐阜県園芸福祉サポーター登録申請票（様式第 1 号）により申請する。

(認定の交付)

第 5 条 県は、前条の申請があった場合は速やかに内容を審査し、園芸福祉サポーターとして認定することが適当と認められるときは、様式第 2 号により認定証を交付する。

(認定の期間)

第 6 条 園芸福祉サポーターの認定期間は、認定があった日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第 7 条 第 6 条に規定する認定期間が満了する園芸福祉サポーターのうち、登録を更新しようとする者は、認定期間満了日の 1 か月前までに岐阜県園芸福祉サポーター認定更新申請書（様式第 3 号）を県に提出しなければならない。

(認定証の再交付)

第 8 条 園芸福祉サポーターは、紛失等により認定証の再交付を希望する場合、岐阜県園芸福祉サポーター認定証再交付申請書（様式第 4 号）を提出するものとする。

2 県は、前項による申し出があった場合には、その内容と第 10 条に規定する認定者名簿を確認し、認定証を再交付する。

3 県は、第10条に規定する認定者名簿の内容に変更があった場合は、必要に応じて認定証を再交付する。

(認定の解除及び取消し)

第9条 園芸福祉サポーターから岐阜県園芸福祉サポーター認定辞退届(様式第5号)による認定の辞退の申し出があった場合は、認定を解除するものとする。

2 県は、園芸福祉サポーターが公序良俗に反する行為を行った場合、登録を抹消し、速やかに本人に通知する。

(認定者名簿の管理)

第10条 県は、園芸福祉サポーターの氏名及び連絡先を登載した園芸福祉サポーター認定者名簿を作成し、管理する。

2 認定者は、認定者名簿の登載事項に変更等が生じた場合は、岐阜県園芸福祉サポーター認定者名簿変更依頼書(様式第6号)を県へ提出する。

3 県は、岐阜県園芸福祉サポーター認定者名簿を管理し、必要に応じて随時名簿を更新する。

(園芸福祉サポーターの責務)

第11条 園芸福祉サポーターは、県が実施する研修会等に参加し、園芸福祉に関する知識や情報の収集に努めること。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に定めることとする。

附則

1 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

2 岐阜県園芸福祉サポーター養成講座実施要綱は廃止する。

3 この要綱の施行の日以前に、岐阜県園芸福祉サポーターに認定されている者であって、平成29年3月31日までに県へ申し出た者には、第5条に規定する認定証を交付する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

岐阜県園芸福祉サポーター登録申請票

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県園芸福祉サポーター認定要綱第4条の規定に基づき、認定について次のとおり申請します。

記

氏 名	(ふりがな)
住 所	(ふりがな)
	〒
電 話 番 号	() -
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
メールアドレス	※県からの連絡は原則メールで行います。 郵送での連絡を希望される場合は下記にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 郵送での連絡を希望します
養成講座の受講	年 月 日受講

様式第2号（縦5.5センチ×横9.1センチ）

岐阜県園芸福祉サポーター認定証	
	第 号
氏名	
上記の者を、岐阜県園芸福祉サポーターとして認定する。	
年	月 日
年	月 日
岐阜県知事	〇〇
	印

様式第 3 号

岐阜県園芸福祉サポーター登録更新申請票

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県園芸福祉サポーター認定要綱第 7 条の規定に基づき、更新について次のとおり申請します。

記

氏 名	(ふりがな)
住 所	(ふりがな)
	〒
電 話 番 号	() ー
メールアドレス	※県からの連絡は原則メールで行います。 郵送での連絡を希望される場合は下記にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 郵送での連絡を希望します
登録番号	

※認定期間満了日の 1 か月前までに県に提出してください。

様式第4号

岐阜県園芸福祉サポーター認定証再交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

私は、次のとおり岐阜県園芸福祉サポーター認定証の再交付を申請します。

記

認定番号	
登録者名	(ふりがな)
認定年月日	年 月 日
申請理由	損傷 ・ 亡失

(注1) 認定番号、認定年月日が不明の場合は、「不明」と記載すること。

(注2) 申請理由はあてはまる事項を丸で囲むこと。

(注3) 申請理由が「損傷」の場合には、その認定証を添付すること。

様式第5号

岐阜県園芸福祉サポーター認定辞退届

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

私は、岐阜県園芸福祉サポーターとして認定されましたが、下記の理由により辞退したいので、届け出ます。

記

<理由>

(注) 認定証を添付すること。

様式第6号

岐阜県園芸福祉サポーター認定者名簿変更依頼書

年 月 日

岐阜県知事 様

認定番号

氏名

岐阜県園芸福祉サポーター認定者名簿に登録した事項について、下記のとおり変更を依頼します。

記

登録事項	変更前	変更後
登録者名	(ふりがな)	(ふりがな)
住所	(ふりがな)	(ふりがな)
	〒	〒
電話番号	() -	() -
メールアドレス		

(注1) 変更する事項のみ、「変更前」と「変更後」の内容を記載すること。

(注2) 登録者名を変更する場合は、交付されている認定証を添付すること。